

第5回 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議 事項書

平成29年11月28日

201委員会室

1 政務活動費の後払いについて（委員間討議）資料1

2 その他

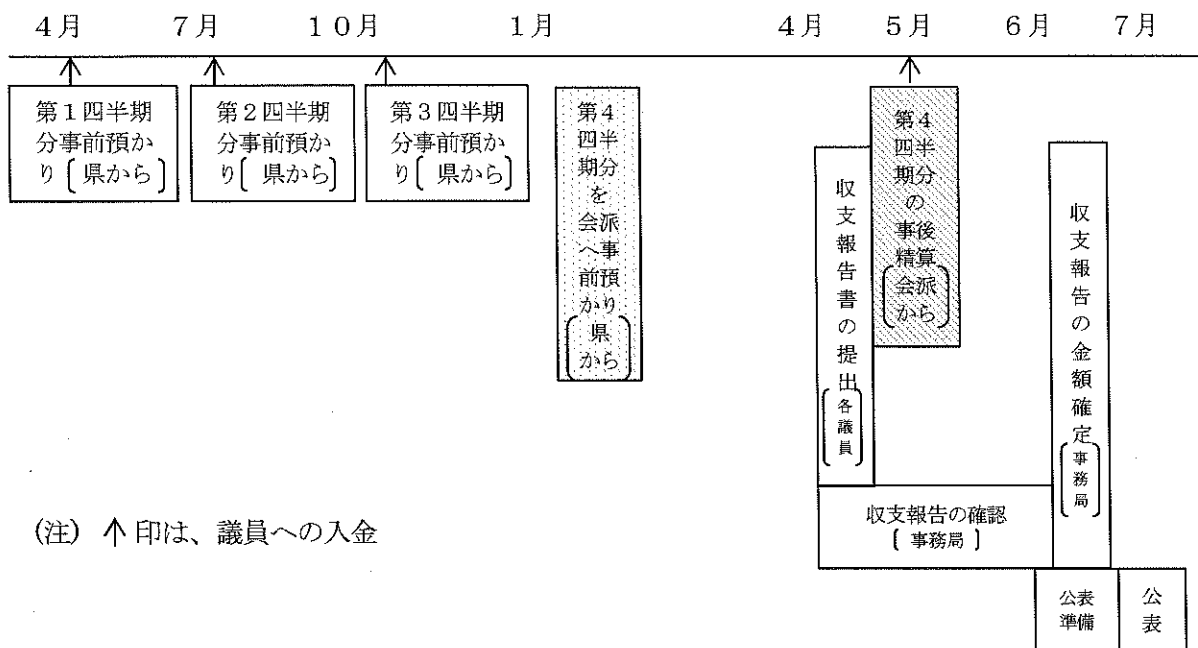
## 政務活動費の事後精算（後払い）について（新政みえ案）

### ◎第4四半期分の会派による事後精算（後払い）の導入

#### 1 内 容

- ① 対象は、議員分（18万円/月）とする。
- ② 第1～3四半期は、従来どおり事前預かり（前払い）方式とする。
- ③ 第4四半期のみ県から会派へ事前預かり（前払い）として交付し、一旦、会派で保留しておき、当該年度分の収支報告書に基づいて、各議員へ事後精算（後払い）を行う。

※事後精算（後払い）額 = 収支報告書の支出額（年間支出額）－第1～3四半期に交付済の額



#### 2 考え方

- ①他県等での政務活動費に係る不適正な受給問題に端を発した、「使い切り」「駆け込み」で使っているのではないかという県民等からの懸念を払拭するため、第4四半期に事後精算（後払い）を導入し、より一層計画的で、適切な時期での執行を促すことで、議会改革を先導する本県議会としての取組姿勢を示す。
- ②政務活動費制度は、「地方議会の活性化をしていく上で、審議能力の強化が重要であり、そのためには、議員の調査活動基盤の充実が必要」との観点から、地方自治法において規定されたものであり、その交付に当たっては、四半期毎の交付及び各四半期の最初の月に交付する事前預かり（前払い）方式を標準型として、政務活動が活発に行えるよう配慮がなされていることから、第1四半期から第3四半期までは、従来どおり事前預かり（前払い）とする。

#### 3 導入のメリット

- ・第4四半期分を、議員からの委任状を受けて会派で保留する方法とすることで、条例改正を伴わずに対応できる。

#### 4 導入のデメリット

- ・各議員において、第4四半期分の政務活動費を立て替える期間が生じる。
- ・各会派において、各議員分を事前預かり（前払い）として保留し、収支報告書の金額に基づいて事後精算（後払い）を行う業務が新たに生じる。